

## 第57号議案

### 教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて

本市教育委員会の委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求める。

平成23年12月5日提出

芦屋市長 山中 健

記

住 所

氏 名 小 石 寛 文

### 提案理由

近藤 靖宏委員の任期が、平成23年12月2日をもって満了したため、次期委員を任命しようとするもの。

## 参 照

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

#### (組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。（後略）

#### (任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上<sup>の</sup>刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。